

経過的な工事等に関する工事請負契約書等の特別規定

- I 平成 25 年度国庫債務負担行為に基づく契約に係る工事等で、指定日以降に契約を締結するもの扱いについては、当初の契約締結時に、工事請負契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

附 則

- 1 平成 25 年度における前金払については、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、第 34 条中「契約書記載の工事完了の時期」とあるのは「平成 25 年度末」と、「請負代金額の」とあるのは「平成 25 年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「平成 25 年度の出来高予定額が」と、「請負代金額を」とあるのは「平成 25 年度の出来高予定額を」と、「請負代金額以上」とあるのは「平成 25 年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未滿」とあるのは「平成 25 年度の出来高予定額未滿」と、第 35 条中「請負代金額」とあるのは「平成 25 年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、平成 25 年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第 40 条第 2 項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第 1 項」として同項を適用する。
- 3 第 1 項の場合において、平成 25 年度に平成 26 年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第 40 条第 3 項中「第 1 項の場合」とあるのは「附則第 1 項の場合」と、「同項」とあるのは「附則第 1 項」と、「前払金相当分」とあるのは「前払金相当分（当該前払金相当分に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 平成 25 年度における部分払金の額の算定については、第 41 条第 2 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 25 年度における請負代金相当額（平成 25 年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第 41 条第 1 項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成 25 年度の出来高予定額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成 25 年度の出来高超過額にあつては、出来高超過額（当該出来高超過額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。））」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成 25 年度の出来高予定額にあつては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予

定額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。))」として同項を適用する。

- 5 第 25 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

II 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る工事及び設計業務等については、当初の契約締結時に、それぞれ工事請負契約書又は設計業務請負契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

(1) 工事請負契約書

附 則

- 1 平成 25 年度における前金払については、第 34 条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 部分払金の額の算定については、第 37 条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 25 年度における第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金相当額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 37 条第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（平成 25 年度における第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第 25 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物

価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

（２）設計業務請負契約書

附 則

- 1 平成 25 年度における前金払については、第 34 条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。

Ⅲ 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る設計業務等の設計業務等のうち、建設コンサルタント業務等に係る請負契約において部分払金の取扱いがある場合、又は委託契約において前金払若しくは部分払金の取扱いがある場合は、契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

附 則

- 1 平成 25 年度における前金払については、第〇〇条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 部分払金の額の算定については、第〇〇条第〇項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 25 年度における第〇〇条第〇項の規定による部分払いの請求にあっては、当該請負代金相当額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第〇項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第〇〇条第〇項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第〇項の規定にかかわらず、同条第〇項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（平成 25 年度における第〇〇条第〇項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額に 108 分の 3 を乗じて得た額を除

く。)」と、同条第○項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。

IV 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の工事等で遅延により引渡しが行われず施行日以後になるもの扱いは、請負代金額の変更時に工事請負契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

附 則

第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。